

2020年度

特別支援教育

(解答はすべて解答用紙に記入すること)

この試験問題は持ち帰ることができます。

なお、本問題で利用した著作物は、著作権法第36条により、試験の目的上必要と認められる限度において複製したものです。

同目的以外の利用はできません。

【表記について】

長野県では、「障害」の表記について法令の名称や用語を用いる場合、他の機関・団体の名称等の固有名詞を用いる場合、令達文及び公示文において表記する場合を例外として「障がい」としています。解答で使用する場合は、どちらを使っても構いません。

(長野県教育委員会)

受験 番号					氏 名	
----------	--	--	--	--	--------	--

(特別 1)

〔問1〕 次の特別支援教育に係る各法令に即して、(A) ~ (H) に当てはまる語句を書きなさい。

「学校教育法」(平成30年6月1日)

第三十四条の三 前項に規定する場合において、視覚障害、発達障害その他の文部科学大臣の定める事由により教科用図書を使用して学習することが困難な児童に対し、教科用図書に用いられた文字、図形等の(A)又は(B)への変換その他の同項に規定する教材を電子計算機において用いることにより可能となる方法で指導することにより当該児童の(C)の程度を低減させる必要があると認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、教育課程の全部又は一部において、教科用図書に代えて当該教材を使用することができる。

「学校教育法施行規則」(平成30年8月27日)

第百三十四条の二 校長は、特別支援学校に在学する児童等について(D) (学校と医療、保健、(E)、労働等に関する業務を行う関係機関及び(F) (次項において「関係機関等」という。)との連携の下に行う当該児童等に対する長期的な支援に関する計画をいう。)を作成しなければならない。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年 法律第65号)

第五条 (G) 等及び事業者は、(H) の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

〔問2〕 特別支援学校の教育課程について、以下の問いに答えなさい。

(1) 次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編」(平成30年3月)の第3編 第2章 第3節の記述の一部である。(A) ~ (D) に当てはまる語句を、下のア~クから1つずつ選び、記号を書きなさい。

(前省略) 各学校においては、各教科等を合わせて指導を行う際には、学年ごとあるいは学級ごとなどに、各教科、道徳科、特別活動のそれぞれの目標及び内容を基にして、それらの目標の系統性や内容の関連性に十分配慮しながら、指導目標、指導内容、指導の(A)、指導の(B)等を十分に明らかにした上で、適切に(C)等を作成する必要がある。その際、個々の児童生徒に必要な(D)の指導目標及び指導内容との関連性にも十分留意が必要である。

ア まとまり イ 順序 ウ 年間指導計画 エ 工夫 オ 自立活動
カ 時間配当 キ 学習指導案 ク 個別の指導計画

(2) 「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」(平成29年4月 告示)の第7章 自立活動 第2には、自立活動の内容が六つの区分で示されている。その中で、従前の「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」(平成21年3月告示)から改訂のあった①と②の区分をそれぞれ書きなさい。

- ① 発達障害や重複障害を含めた障害のある幼児児童生徒の多様な障害の種類や状態等に応じた指導を一層充実するために、新たに設けられた項目がある区分
- ② 発達の段階を踏まえた指導を充実するためや、周囲の状況について把握したことを踏まえて、的確な判断や行動ができるようにすることを明確にするために、改めた項目がある区分

(3) 「特別支援学校幼稚部教育要領」(平成29年4月 告示)の第1章 総則 第3には、幼児の障害の状態や特性及び発達の程度等に応じて、教師が指導を行う際に考慮する「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が示してある。以下に示したものの他、残りの(E) ~ (H) に当てはまる語句を、下のケ~タから1つずつ選び、記号を書きなさい。

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

健康な心と体 社会生活との関わり 自然との関わり・生命尊重 豊かな感性と表現
数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 自立心 (E) (F) (G) (H)

ケ 協同性 コ 道徳性・規範意識の芽生え サ 思考力の芽生え シ 相互理解・寛容
ス 親切・思いやり セ よりよく生きる喜び ソ 言葉による伝え合い タ 善悪の判断

〔問3〕 特別支援学校の地域における特別支援教育に関するセンターとしての役割について、以下の問いに答えなさい。

(1) 「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」(平成29年4月 告示)の第1章 総則 第6節 学校運営上の留意事項に即して、(A)～(D)に当てはまる語句を書きなさい。

小学校又は中学校等の要請により、障害のある児童若しくは生徒又は当該児童若しくは生徒の教育を担当する教師等に対して必要な助言又は援助を行ったり、地域の実態や家庭の(A)等により保護者等に対して(B)を行ったりするなど、各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。その際、学校として組織的に取り組むことができるよう(C)を整備するとともに、他の(D)や地域の小学校又は中学校等との連携を図ること。

(2) 特別支援学校において、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、必要な助言又は援助を行うように示してある法令名を、下のア～エから1つ選び、記号で書きなさい。

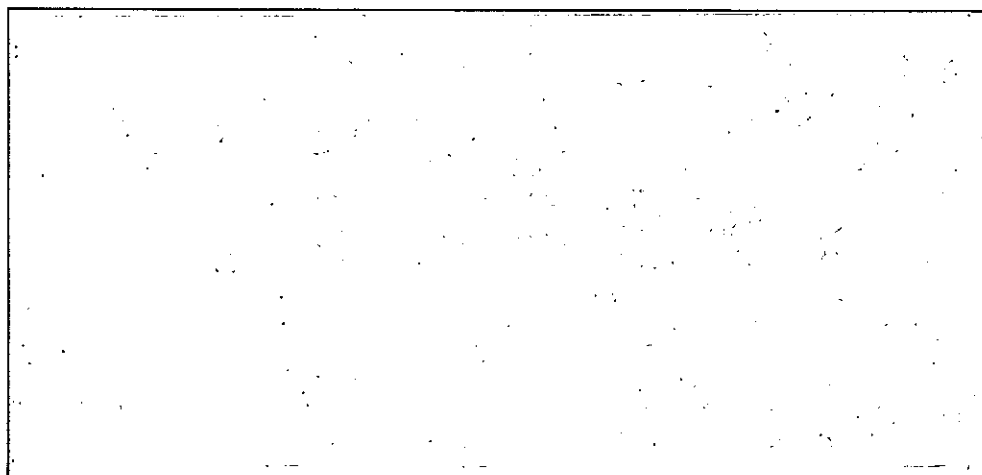
〔ア 学校教育法 イ 教育基本法 ウ 障害者基本法 エ 学校教育法施行規則〕

(3) 「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」(平成17年12月 中央教育審議会答申)において、特別支援教育に関するセンター的機能として示されている6点について、(E)～(J)に当てはまる語句を、下のオ～コから1つずつ選び、記号を書きなさい。

- ① 小・中学校等の教師への(E)機能
- ② 特別支援教育等に関する(F)機能
- ③ 障害のある幼児児童生徒への(G)機能
- ④ 医療、福祉、労働等の関係機関等との(H)機能
- ⑤ 小・中学校等の教師に対する(I)機能
- ⑥ 障害のある幼児児童生徒への施設・設備等の(J)機能

〔オ 相談・情報提供 カ 提供 キ 支援 ク 連絡・調整 ケ 指導・支援 コ 研修協力〕

(4) 下の図は、「平成27年度特別支援学校のセンター的機能の取組に関する状況調査について」(平成29年 文部科学省)の中の、小・中学校等の教員からの相談(相談内容別)を示した図である。図の中の(K)～(M)に当てはまる相談内容を、下のサ～セから1つずつ選び、記号を書きなさい。



小・中学校等の教員からの相談(相談内容別)

- | | |
|-----------------|------------------------|
| サ 進路や就労に係る相談・助言 | シ 個別の教育支援計画の作成に係る相談・助言 |
| ス 指導・支援に係る相談・助言 | セ 保護者の対応に係る相談・助言 |

〔問4〕 障がいのある児童生徒への指導について、「教育支援資料」(平成25年10月 文部科学省)に即して、以下の問いに答えなさい。

(1) 下の文章は、特別支援学校(知的障害)の教科書について述べている一部である。(A)～(C)に当てはまる語句や数字を書きなさい。

教科書について、特別支援学校(知的障害)小学部・中学部用の教科書としては、文部科学省の著作による国語、算数・数学、(A)の教科書が作成されており、基本的には、それらの教科書の(B)がある。それら以外の各教科、及び高等部の各教科については、文部科学省による著作本又は検定教科書は発行されていない。

そのため、学校教育法附則第(C)条の規定に基づき、設置者の定めるところにより、他の適切な教科書(一般図書を含む)を使用することができるようになっていることから、子供の実態等に即した教科書としてそれらが採択され、使用されている。

(2) 「肢体不自由の理解と障害の状態の把握」の項には、脳性まひ等にみられる特性がまとめられている。幼児期に運動・姿勢の障がい判然としてきたとき、神経症状による病型分類が行われる。その分類について、下の表の(D), (E) に当てはまる語句を書きなさい。また、(F) ~ (H) に当てはまる語句を、下のア~カの中から1つずつ選び、記号を書きなさい。

痙直型	痙性まひを主な症状とする一群。痙性とは、伸張反射が異常に亢進(こうしん)した状態であり、(F) にその筋肉を引き伸ばすと抵抗感がある。
(D) 型	頸部と上肢に(G) がよく見られ、下肢にもそれが現れる。特徴として、運動発達では、頸の座りや座位保持の獲得の遅れが見られる。
失調型	バランスをとるための(H) の障害と運動の微細なコントロールのための調節機能の障害を特徴とする。調節機能の障害により、書字やはさみの使用等の微細で精密な運動の困難が見られる。
(E) 型	上肢や下肢を屈伸する場合に、鉛の管を屈伸するような抵抗感があるもので、四肢まひに多い。

[ア 不随意運動 イ 他動的 ウ 無意識 エ 平衡機能 オ 緊張 カ 視聴覚機能]

[問5] 学校における医療的ケアについて、以下の問いに答えなさい。

(1) 「学校における医療的ケアの今後の対応について(通知)」(平成31年3月 文部科学省)の別添に即して、①と②に答えなさい。

① 「5. 認定特定行為業務従事者による特定行為の実施に関する留意事項」のうち、小・中学校等における留意事項に即して(A) ~ (C) に当てはまる語句を書きなさい。

小・中学校等において医療的ケアを実施する場合には、(A) を含め、原則として(B) 等を配置又は活用しながら、主として(B) 等が医療的ケアに当たり、(C) 等がバックアップする体制が望ましいこと。

- ② 以下のD~Gの記述について、正しいものには「○」を、誤りがあるものには「×」を書きなさい。
- D 胃ろう・腸ろうの状態に問題がないこと及び鼻からの経管栄養のチューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認は、認定特定行為業務従事者である教職員等が行う。
 - E 教職員等が特定行為を行う場合には、認定特定行為業務従事者としての認定を受けている必要があることや、その認定の範囲内で特定行為を行うこと、保護者の指示を受けていることなど、法令等で定められた手続きを経る。
 - F 校外学習における医療的ケアの実施については、教育委員会及び学校は、児童生徒の状況に応じ、看護師等又は認定特定行為業務従事者による体制を構築する。
 - G スクールバスなど専用通学車両の登下校において、乗車中に喀痰吸引が必要となる場合には、看護師等による対応を基本とする。

(2) 次の円グラフは「公立特別支援学校における医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の学校生活及び登下校における保護者等の付添いに関する実態調査」(平成28年5月1日時点 文部科学省)のうち、「特別支援学校の学校生活及び登下校における保護者等の付添い人数」を示したものである。H~Jはそれぞれどの人数を示したのか。右下のア~ウから1つずつ選び、記号を書きなさい。

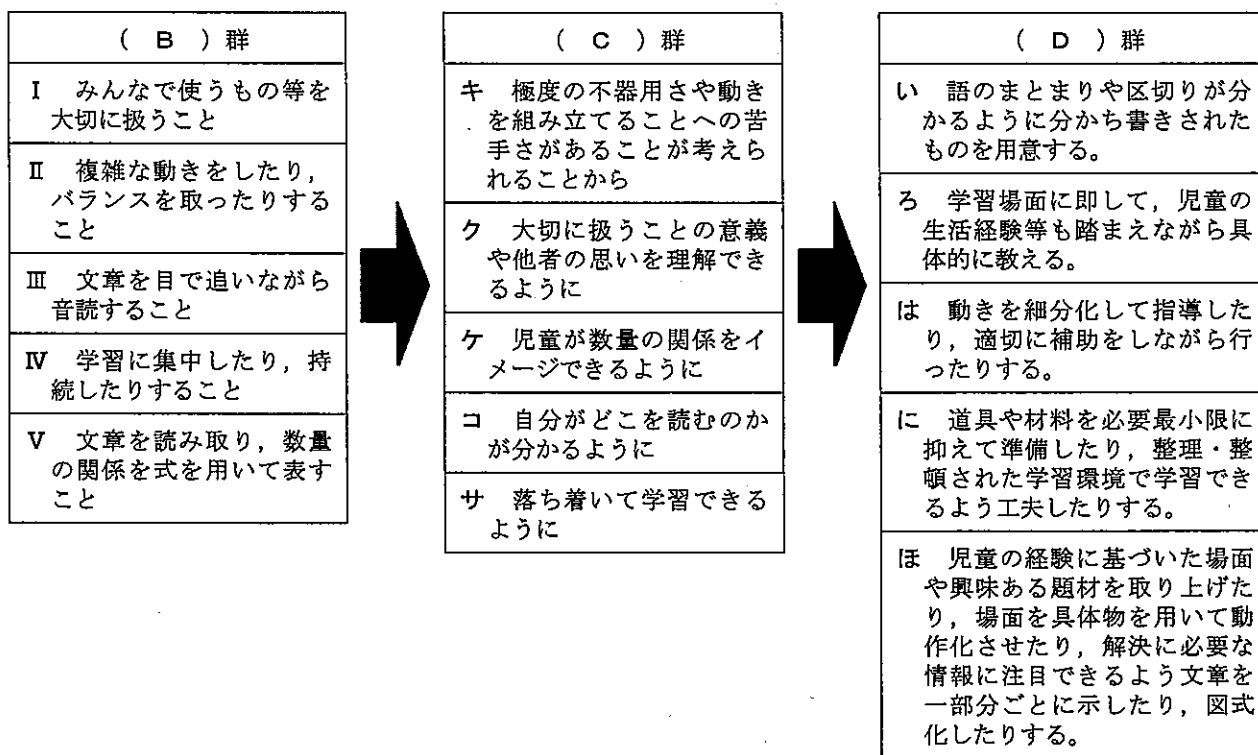
学校生活及び登下校における保護者等の付添い人数

〔問6〕 次の問いに答えなさい。

- (1) 「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」(平成29年3月 文部科学省)の中に、「平成28年度には、発達障害者支援法の大幅な改正が行われるとともに、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(義務標準法)が改正され、いわゆる通級による指導を担当する教員の基礎定数化が平成29年度からの(A)年間で計画的に進められることとなりました。」とある。(A)に当てはまる数字を書きなさい。
- (2) 「小学校学習指導要領解説 総則編」(平成29年7月 文部科学省)第3章 第4節 2 特別な配慮を必要とする児童への指導に関する下の枠内の文章について、①と②に答えなさい。

(前省略) 障害の種類や程度を的確に把握した上で、障害のある児童などの「(B)」に対する「(C)」を理解し、個に応じた様々な「(D)」を検討し、指導に当たっていく必要がある。また、このような考え方は学習状況の評価に当たって児童一人一人の状況をきめ細かに見取っていく際にも参考となる。(後省略)

- ① (B) ~ (D) に当てはまる語句を、下のア~カから1つずつ選び、記号を書きなさい。
 [ア 手立て イ 配慮事項 ウ 指導上の工夫の意図 エ 苦手 オ 困難さ カ 教材や教具]
- ② 下線部について、「小学校学習指導要領解説」(平成29年7月 文部科学省)の各教科等編に具体的な指導例が記載されている。その内容に即して、下の(B)群のI~Vに対応する項目を、【(C)群:キ~サ】、【(D)群:い~ほ】の各群から1つずつ選び、記号を書きなさい。



- (3) 以下の文は、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年 法律第79号)の一部である。(E) ~ (G) に当てはまる語句を、下のシ~チから1つずつ選び、記号を書きなさい。

第一条 この法律は、障害者に対する虐待が障害者の(E)を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の(F)、及び(G)その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、(途中省略)もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

[シ 早期発見 ス 予防 セ 人権 ソ 尊厳 タ 解決 チ 根絶]